

手数料の見直し（案）

事務の名称	計量関係事務
-------	--------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

<定期検査手数料及び計量証明検査手数料>

（単位：円）

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
非自動はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100kg以下のもの	個	1,400	1,400	0
		ひょう量が250kg以下のもの	個	1,800	1,800	0
		ひょう量が500kg以下のもの	個	2,200	2,200	0
		ひょう量が500kgを超えるもの	個	3,100	3,100	0
	棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		個	250	250	0
	上記に掲げるもの以外のもの	ひょう量が100kg以下のもの	個	500	500	0
		ひょう量が250kg以下のもの	個	900	900	0
		ひょう量が500kg以下のもの	個	1,500	1,500	0
		ひょう量が1t以下のもの	個	2,100	2,100	0
		ひょう量が2t以下のもの	個	3,700	3,700	0
		ひょう量が5t以下のもの	個	6,900	6,900	0
		ひょう量が10t以下のもの	個	10,700	10,700	0
		ひょう量が20t以下のもの	個	15,000	15,000	0
		ひょう量が30t以下のもの	個	19,100	19,100	0
		ひょう量が40t以下のもの	個	21,600	21,600	0
ひょう量が50t以下のもの		個	29,800	29,800	0	
ひょう量が50tを超えるもの		個	51,200	51,200	0	
分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり（以下単に「おもり」という。）			10	10	0	

<装置検査手数料>

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後(案)	改定見込額
装置検査手数料	個	700	740	40

<検定手数料>

(単位：円)

区分	単位	料金				
		改定前	改定後(案)	改定見込額		
タクシメーター	個	550	590	40		
質量計	非自動はかり					
	検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1t以下のもの					
		ひょう量が30kg以下のもの	個	1,050	1,050	0
		ひょう量が100kg以下のもの	個	1,250	1,250	0
		ひょう量が250kg以下のもの	個	1,650	1,650	0
		ひょう量が500kg以下のもの	個	2,050	2,050	0
		ひょう量が500kgを超えるもの	個	2,350	2,350	0
	棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの					
		ひょう量が10kg以下のもの	個	100	100	0
		ひょう量が10kgを超えるもの	個	190	190	0
	上記に掲げるもの以外のもの					
		ひょう量が5kg以下のもの	個	150	150	0
		ひょう量が20kg以下のもの	個	190	190	0
		ひょう量が50kg以下のもの	個	250	250	0
		ひょう量が100kg以下のもの	個	340	340	0
	ひょう量が250kg以下のもの	個	520	520	0	
	ひょう量が500kg以下のもの	個	900	900	0	

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
質量計		ひょう量が1t以下のもの	個	1,550	1,550	0
		ひょう量が2t以下のもの	個	2,450	2,450	0
		ひょう量が5t以下のもの	個	6,150	6,150	0
		ひょう量が10t以下のもの	個	7,750	7,750	0
		ひょう量が20t以下のもの	個	11,400	11,400	0
		ひょう量が30t以下のもの	個	14,150	14,150	0
		ひょう量が40t以下のもの	個	18,900	18,900	0
		ひょう量が50t以下のもの	個	21,300	21,300	0
		ひょう量が50tを超えるもの	個	37,800	37,800	0
	分銅					
		表す質量が200g以下のもの	個	20	20	0
		表す質量が200gを超えるもの	個	220	220	0
	おもり					
		質量が5kg以下のもの	個	20	20	0
		質量が20kg以下のもの	個	90	90	0
		質量が20kgを超えるもの	個	290	290	0
	温度計					
		抵抗体温計	個	90	90	0
	体積計					
		水道メーター				
	口径が25mm以下のもの	個	80	80	0	
	口径が40mm以下のもの	個	170	170	0	
	口径が100mm以下のもの	個	1,200	1,200	0	
	口径が100mmを超えるもの	個	1,650	1,650	0	

(単位：円)

区分	単位	料金			
		改定前	改定後（案）	改定見込額	
質量計	燃料油メーター				
	計量法施行令（平成5年政令第329号）附則第9条第2項第3号に掲げるもの				
	積算式ガソリン量器				
	表示機構の最大指示量が50L以下のもの	個	1,600	1,600	0
	表示機構の最大指示量が50Lを超えるもの	個	2,100	2,100	0
	上記に掲げるもの以外のもの				
	口径が30mm以下のもの	個	2,600	2,600	0
	口径が30mmを超えるもの	個	3,400	3,400	0
	上記に掲げるもの以外のもの				
	使用最大流量が毎分1L以下のもの	個	590	590	0
	表示機構の最大指示量が毎分50L以下のもの（上記に掲げるものを除く。）	個	1,550	1,550	0
	上記に掲げるもの以外のもの	個	2,050	2,050	0
	液化石油ガスメーター	個	6,400	6,400	0
	アネロイド型圧力計				
	計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	個	90	90	0
計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	個	450	450	0	
計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	個	930	930	0	

【備考】

改正前	改正後（案）
1 指定する場所以外で行う場合にあつては、上記の金額に職員の旅費及び検査用具の運搬経費に相当する額を加算する。	1 （同左）
2 非自動はかりの最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、上記金額の2倍の金額とする。	2 （同左）
3 アネロイド型圧力計には、アネロイド型血圧計を除く。	3 （同左）

<基準器検査手数料>

(単位：円)

区分	単位	料金			
		改定前	改定後（案）	改定見込額	
長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器	個	13,400	13,400	0
質量基準器	基準台手動はかり				
	ひょう量が1kg以下のもの	個	3,350	3,350	0
	ひょう量が10kg以下のもの	個	5,300	5,300	0
	ひょう量が50kg以下のもの	個	7,800	7,800	0
	ひょう量が200kg以下のもの	個	10,500	10,500	0
	ひょう量が500kg以下のもの	個	14,000	14,000	0
	ひょう量が500kgを超えるもの	個	14,000円に500kgまでを増すごとに6,900円を加算した額		-
	基準分銅				
	一級である旨の表記のあるもの				
	表す質量が200g以下のもの	個	3,200	3,200	0
	表す質量が200gを超えるもの	個	7,900	7,900	0
	二級である旨の表記のあるもの				
	表す質量が5kg以下のもの	個	640	<u>680</u>	40
	表す質量が50kg以下のもの	個	780	<u>830</u>	50
表す質量が50kgを超えるもの	個	8,800	8,800	0	

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
質量基準器	三級である旨の表記のあるもの					
		表す質量が5kg以下のもの	個	480	500	20
		表す質量が50kg以下のもの	個	650	660	10
		表す質量が50kgを超えるもの	個	7,100	7,100	0
体積基準器	基準タンク					
		全量が0.25m ³ 以下のもの	個	13,600	13,600	0
		全量が1m ³ 以下のもの	個	34,000	34,000	0

【備考】

改正前	改正後（案）
1 指定する場所以外で行う場合にあつては、上記の金額に職員の旅費及び検査用具の運搬経費に相当する額を加算する。	1 （同左）
2 体積基準器の基準タンクで全量が1m ³ 以下のゲージグラスを2以上有するものにあつては、ゲージグラスが1増すごとに上記金額の5割の額を加算する。	2 （同左）

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
特殊容器指定製造者指定申請手数料	件	162,600	162,600	0
特定計量器指定製造事業者指定検査手数料	件	426,300	426,300	0
計量証明事業登録手数料	件	53,800	53,800	0
計量証明事業登録証訂正又は再交付手数料	件	1,750	1,750	0
計量証明事業登録簿謄本交付申請手数料	件	760	760	0
計量証明事業登録簿閲覧申請手数料	回	370	370	0
適正計量管理事業所指定申請手数料	件	2,550	2,550	0
適正計量管理事業所指定検査手数料	件	7,400	7,400	0